

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づく 低騒音型建設機械の使用原則化 適用範囲 (イメージ)

住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域

(指針 第2章 適用範囲 参照)

それ以外の区域

国土交通省の直轄工事】

④掘削 , 積込み作業)

掘削、積込み作業にあたっては、**低騒音型建設機械の使用を原則**とする。

④締固め作業)

締固め作業にあたっては、**低騒音型建設機械の使用を原則**とする。

④舗装版とりこわし)

舗装版とりこわし作業にあたっては、油圧ジャッキ式舗装版破碎機、**低騒音型のバックホウの使用を原則**とする。

④空気圧縮機 , 発動発電機等)

可搬式の場合は、**低騒音型建設機械の使用を原則**とする。

上記以外の作業は、
未対策建設機械 (みなし機械含む) も使用可能

全ての作業

未対策建設
機械 (みなし
機械含む)
も使用可能

騒音規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出 適用範囲 (イメージ)

指定地域内

(法第3条により都道府県知事より指定された地域)

特定建設作業

(騒音規制法施行令 別表第二 参照)

- 一 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 二 びょう打機を使用する作業
- 三 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五メートルを超えない作業に限る。)
- 四 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 五 コンクリートプラント(混練機の混練容量が一四・五立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)

届出必要

届出の必要・不要は、使用する建設機械の定格出力で判断

六、七、八が低騒音型建設機械に係わる記述

- 六 **バックホウ**(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八キロワット以上のものに限る。) **を使用する作業**
- 七 **トラクターショベル**(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七キロワット以上のものに限る。) **を使用する作業**
- 八 **ブルドーザー**(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四キロワット以上のものに限る。) **を使用する作業**

床対策機械 (みなし機械(89ラベル含む))
バックホウ 80kW以上
トラクターショベル 70kW以上
ブルドーザー 40kW以上

届出必要

床対策機械 (みなし機械(89ラベル含む))
バックホウ 80kW未満
トラクターショベル 70kW未満
ブルドーザー 40kW未満
低騒音型建設機械 (新基準:97ラベル)
バックホウ 全出力
トラクターショベル 全出力
ブルドーザー 全出力

届出不要

上記以外の建設作業

届出不要

指定地域外

全ての建設作業

届出不要

建設工事における「低騒音型建設機械の使用原則化」 および「特定建設作業の実施の届出」について

(例)

指定地域内の為、特定建設作業に該当する場合は届出が必要。近くに住居等がある為、低騒音型建設機械の使用原則化の対象

		騒音規制法」に基づく「指定地域		
		指定地域内	指定地域外	
騒音振動対策技術指針」	建設工事に伴う 国土交通省の直轄工事	住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域	<p>特定建設作業は、実施の届出が必要</p> <p>低騒音型建設機械の使用原則化の対象 (作業によっては、未対策建設機械も使用可能)</p>	<p>届出不要</p> <p>低騒音型建設機械の使用原則化の対象 (作業によっては、未対策建設機械も使用可能)</p>
		それ以外の区域	<p>特定建設作業は、実施の届出が必要</p> <p>未対策建設機械(みなし機械(89ラベル)含む)も使用可能</p>	<p>届出不要</p> <p>未対策建設機械(みなし機械(89ラベル)含む)も使用可能</p>

(例)

指定地域外の山の中では...
特定建設作業の届出は不要でも、現場から80m以内に学校や病院があれば、作業により低騒音型建設機械の使用原則化の対象

(例)

指定地域外の為、特定建設作業の届出は不要。
近くに老人ホームや住居等が無い為、騒音未対策の建設機械が使用可能

(例)

指定地域内の為、特定建設作業に該当する場合は届出が必要。
近くに住居等が無い為、騒音未対策の建設機械が使用可能

上段 騒音規制法に基づく特定建設作業の実施の届出」について
下段 指針に基づく低騒音型建設機械の使用原則化について